

「企業・地域等の協創による地域の仕事づくり協議会」規約（案）

1 目的

人口減少、少子高齢化等の急速な進展や揺れ動く時代の変化に向き合い、誇りと活力をもって生き長らえる地域を築いていくには、大都市や他地域、他者とも連携しつつ、地域の潜在性を開花させ、地域のなかから、仕事や暮らしをつくり出し、地域を支えていくことが重要である。

一方で近年、大都市・他地域の企業が、従来の社会貢献の領域を超えて、地方の地域と連携し新たなビジネスチャンスを見出したり、社員の福利厚生、セカンドライフや新たな働き方として、地域に関わろうとしたりするなどの動きが見られ始めている。このような動きは、国の国土形成計画の“二地域就労”にもふれられるように地域創生に向けた新たな手立てとしての可能性を秘める。

このような認識のもとに、“大都市等の民間企業・団体等が、地域に関わり地域と一緒にあって、地域に仕事・生業、暮らしを生み出す地域社会の形成”を目指し、趣旨に賛同する企業・団体と地方自治体(団体を含む)が信頼関係を築き情報を共有しつつ、個別に互いの強みや資源を結びつけ新たな価値を創造すること(協創活動)で地域に仕事等を創り出す取組みを展開するため、「企業・地域等の協創による地域の仕事づくり協議会（以下、「公民地域協創協議会」という。）を設立する。もって公民の新たな関わりや働き方による地域創生の新たな推進、大都市と地域との交流による新たな価値創出（小さなイノベーション）に資するものである。

2 活動に関する事項

本協議会は、次の活動に取り組む。

- (1) 情報交流・情報発信
- (2) 相互の結びつきのコーディネート（企業等と市町村等とのマッチング）
- (3) 推進上の課題・隘路の解決等に向けた取組み
- (4) それぞれの実践結果の取りまとめ
- (5) 国などに対する推進のための提言や要望活動
- (6) その他、本協議会の目的を果たすうえで必要とされる事項への取組み

3 本協議会の構成と進め方

(1) 会員

本協議会の会員は、その設立目的に賛同する「市町村等」、「企業・団体等」及び「その他必要と認められる者」より構成する。会員には、次のような意思を有し、実践に移そうとする努力が求められる。

- ① 「市町村等」の会員は、企業等との協創活動により地域に仕事や暮らしをつくりだそうとする地域を抱えているとともに、当該協創活動を支援する意思を有している必要がある。
- ② 「企業・団体等」の会員は、市町村等の会員を通して地域に関わり、地域等との協創活動により、地域の仕事づくりに携わっていく意思を有している必要がある。

(2) 会長・副会長等

本協議会に会長、副会長、事務局長を置く。副会長は会長を補佐し、事務局長は、会長の

指示のもと、協議会の企画・運営の全般を司る。

- ① 会長は、市町村等の会員の互選によるものとし、市町村長の職にある者が務める。
- ② 副会長(1名から2名)は、会長が協議会の会員のなかから指名する。
- ③ 事務局長は、会長が指名する。事務局長は、協議会の会員であることを要しない。

(3) 会の招集

会議は、会長が招集するものとし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちあらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

(4) 事務局

- ① 会長が所属する市町村に事務局を置き、当該市町村が事務局を務める。
- ② 事務局をサポートするため、企業等と地域等の協創による仕事づくりなどの知見を有する社団法人等の団体(以下、「協力団体」という。)に協力を要請する。これらの社団法人等は、事務局長のもとで連携して活動していくものとする。
なお業務量の状況に応じ、事務局活動に対する要請に対応するため、並行して新たな専任の組織の新設、段階的な体制の整備についても協議会として検討を進める

4 その他

規約に定めのない事項については、本協議会の会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 30 年 月 日から施行する。